別添

令和5年度第1回三条市空家等審議会　意見等に対する回答

【委員用】

番号	事業	意見等	回答（案）
1	（1）令和6年度三条市空き家対策総合実施計画（案）について	【質問】 「3. 空き家の活用と除却に関する事項」についてR6は活用に関する事業見込みはないのか。	R6については活用に関する国補助の申請予定はございません。
2		【意見】 4(2)の連携協定締結について、必要に応じて他団体を積極的に活用していただければと考えております。	年数回開催する空き家セミナー、相談会において、連携協定締結団体に講師の派遣を依頼しておりますが、更なる連携の可能性を探ってまいりたいと考えております。
3	（3）令和5年度空き家対策の取組成果及び令和6年度新規事業について	【質問】 令和5年度は、空き家の把握が進んだり、取組みが進んだりして素晴らしかったと考えます。令和6年度について、集落支援員の設置は、人員が足りないから補充するという趣旨なのか、それとも、現状燕三条空き家プロジェクトの地域おこし協力隊員が行っている業務とまた違う業務を担当させるという趣旨なのか、どちらなのかが少し気になりました。	評価いただき、ありがとうございます。集落支援員については、人員不足への対応もございますが、採用に当たっての地域の要件がないため、地域おこし協力隊よりも地域に精通した人材を配置することも可能となります。その利点を生かし、より地域に入り込む活動を行っていただくことを想定しております。
4		【意見】 空き家バンクへ登録される家屋はすくなくとも建築基準法の集団規定に適合していることを前提に登録されることを望みます。また、その後の利活用により、用途変更の手続きが必要となる場合があることを利用予定者に周知する必要があると思います。（他自治体のバンクで道路内建築状態を登録している事例がありました。）	空き家バンクは、なかなか流通が難しく、放置されてしまっている物件を救い上げ、流通に載せていくことも目的としておりますので、建築基準法への集団規定への適合については、登録の要件としておりません。ただし、次の買主や借主が決まった際は、法令に適合させていただけるよう促してまいりたいと考えております。
5	その他	【意見】 以前は空家の把握や広報がまだまだ、という段階でしたが、これらがだいぶ促進され、さまざまな施策を実行できる段階に移ってきた印象です。今後とも、積極的な取組みを続けいただけるよう、委員としても尽力したいと考えております。	評価いただき、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。